

平成 年 月 日

千葉県知事 様

氏 名 (団体にあつては名称及び代表者の氏名)  
住 所 (〒) (団体にあつては所在地)  
電話番号

大規模小売店立地法第 8 条第 2 項の規定により、意見書を提出します。  
なお、うら面については、同法第 8 条第 3 項の規定により縦覧されることを了承します。

〔記入上の注意〕

- 1 ご意見は、大規模小売店舗を設置する者が「その周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項 (交通、騒音、廃棄物等)」についてお書きください。
- 2 大規模小売店舗立地法第 8 条第 3 項の規定により、うら面の意見欄の概要を公告 (千葉県報へ掲載) するとともに、公告した内容を千葉県ホームページ掲載します。  
なお、うら面の意見の理由欄については、意見欄のみでは内容が不明瞭な場合に、その一部を公告することがあります。
- 3 また、同法第 8 条第 3 項の規定により、うら面全体を一ヶ月間縦覧 (千葉県庁等において一般の人が自由に見られる状態に置くこと) に供します。
- 4 このおもて面に氏名 (名称及び代表者名) 及び住所 (所在地) の記載がないものは、無効として取り扱います。
- 5 ご意見が、公序良俗に反する場合、他人の権利を侵害する場合など違法であると認められる場合には、公告及び縦覧には供しません。
- 6 ご意見は持参、郵送又はファクシミリにより下記あて提出してください。

《提出先》 260-8667 千葉県千葉市中央区市場町 1-1  
千葉県商工労働部経営支援課  
TEL 043-223-2932  
FAX 043-227-4757

(うら面)

## 意見書

大規模小売店舗の名称	
意見	
意見の理由	

(注) この面(うら面)が全て縦覧に供されます。提出者の氏名(名称及び代表者名)及び住所(所在地)も縦覧に付されて差し支えない場合は、下欄にご記入ください。

提出者の氏名 (団体にあつては名称 及び代表者の氏名)	
提出者の住所 (団体にあつては所在地)	